平成28年度 第2回福岡市屋台選定委員会 議事録

1 日時・場所

平成28年11月21日(月)15:00~16:20 福岡市役所15階 1503会議室

2 出席者

(委員) 村上委員長,池内委員,楠委員,サーズ委員,笹山委員,白石委員, 田中委員,堤田委員、南原委員,星野委員,八尋委員

(事務局)経済観光文化局 重光局長,合野理事,横内国際経済・コンテンツ部長, 三笘にぎわい振興課長,深澤にぎわい振興係長,東島

道路下水道局 井上路政課長

住宅都市局 中野みどり運営課長 保健福祉局 日髙食品安全推進課長

博多区 薄維持管理課長

中央区 倉岡道路適正利用推進課長

3 議題 【非公開】

- (1)審査の流れについて
- (2)第一次書類審査について(案)
- (3) 第二次面接審査について(案)

4 議事録

(1)審査の流れについて

(委員長)

それでは、式次第に沿って議事を進行いたします。最初の審議でございますが、審査 の流れについて、事務局から説明をお願いします。

(事務局)

事務局を担当しております、にぎわい振興課長の三笘でございます。座って説明させていただきます。それでは、議事1の「審査の流れについて」ご説明いたします。資料1をご覧ください。

屋台公募の選定にあたりまして、審査方法等につきましては、8月24日に開催しました第1回屋台選定委員会において、審査部会を設置すること、そして審査部会委員の 人選について、選定基準などについて、決定いただいておりましたが、本日の「第2回 選定委員会」の開催にあたり、あらためて審査方法等を再確認する意味で、まずは現在 までの審査経過報告、及び今後のスケジュールについてご説明いたします。

最初に、1の「審査の流れ」でございますが、10月31日で応募を締め切った後、応募者からの営業計画書を募集エリアごとに整理をいたしまして、審査部会委員にお渡しし、書類の分析及び事前審査をお願いいたしました。そして、商業地域エリアは、11月10日、14日の2日間、観光スポットエリアは、11月16日にそれぞれ審査部会を開催いたしまして、その中で、各委員による審査結果をもとに協議を行い、最終評価と一次審査通過者の案を作成いただきました。本日の第2回選定委員会では、各審査部会で作成されました一次審査通過者(案)をご審議いただき、一次審査通過者を決定していただきたいと思います。

次の二次審査,面接審査につきましては,再度,募集エリアごとの審査部会にて面接を行い,二次審査通過者(案)を作成いただき,最終的には,12月9日に開催いたします第3回選定委員会にて二次審査通過者を決定していただきたいと思います。その後,営業場所選択会を開催し,成績の良い営業候補者から順番に営業場所を選んでいただき,最終的な営業候補者へ決定通知を12月末までに送ることとしております。

2の「審査部会委員」につきましては、記載のとおり、商業地域エリアは、 ※福岡市情報公開条例に定める非公開情報と 認められる恐れがある情報については、 掲載しておりません。
の3人で審査を行っていただきま

した。

次の、3の選定基準につきましては、別紙1をつけておりますけれども、第1回選定 委員会の際に,ご審議いただき,別紙1の基準を決めさせていただきました。関係法令 遵守に向けた取り組みが 50 点,屋台の魅力・質の向上が 20 点,まちの魅力向上が 5 点,地域貢献が 10 点,総合評価として 15 点,合計 100 点満点という表をお配りして ご了解をいただいておりました。その中身については、その後詳細なところを審査基準 表ということで, 別紙2のとおり, それぞれの項目をさらに, 評価の視点ということで, どういうところを確認して評価をいただきたいか,評価は5が非常に優れている,4が 優れている、3が普通、2が劣っている、1が非常に劣っている、の5段階方式でそれ ぞれの項目について記載をしていただきました。それの合計点を合わせることで、審査 部会の皆さんに採点をいただいております。その採点表が次の別紙3になります。別紙 3には、選定基準、配点、審査項目、それから委員採点としておりますけれども、この 欄に各委員の採点を5段階評価で,地域貢献については 10 段階の評価ですけれども, 採点をしていただき、そこで特にいいものとか不十分なところに委員の意見、コメント をいただくと、そのような形で採点をしていただきました。このような形で選定基準に 従って、採点をしていただきました。中身については、委員に報告していただきますけ れども、最後に4の今後のスケジュールについてですが、当初のスケジュール通り順調 に進んでおりまして、12月末には営業候補者への決定通知を送る予定としております。

資料1の説明については,以上でございます。

(委員長)

部会の審査が 12月1日木曜日になっておりますが、これは2日ですよね。右の表は 12月2日木曜日となっておりますが、これは金曜ですね。

(事務局)

申し訳ございません。訂正をさせていただきます。審査の流れの資料1でございますが、左側の三段目の四角のところ、商業地域エリアの部会の面接審査の日が 11 月 29 日火曜日と、12 月 1 日木曜日となっておりましたが、12 月 2 日金曜日の誤りです。訂正をお願いします。それから、右側の4の今後のスケジュールにつきまして、こちらの面接実施日が木曜日とありますが、金曜日と訂正をしていただければと思います。誠に申し訳ございませんでした。

(委員長)

それでは、今資料2まで説明をしていただきました。

(事務局)

ご報告ということで、このような形でさせていただきましたという途中経過と、それと、今後このような形でさせていただきますというご報告をさせていただきましたので、次の応募状況等につきましては、資料2の中でご説明させていただきますが、続けてよろしいでしょうか。

(委員長)

一点だけ確認しないといけないことが発生しまして、屋台組合の方から嘆願書という 形で書類が提出されているということで、それについて事務局からご説明いただいて、 どういう風に対応するかの基本的な考え方をご説明いただければと思います。

(事務局)

事務局の方でご報告させていただきます。福岡市移動飲食業組合の組合員一同ということで、あて先は福岡市屋台選定委員会宛てに、嘆願書ということで出されております。読み上げさせていただきますが、「平成25年に施行されました福岡市屋台基本条例に基づきこの度、第1回目の公募が行われました。公募に対し当組合の名義貸し屋台組合員11名も応募を行っております。他の公募者と異なり現在の屋台営業のみで生計を立てております。毎年、確定申告も行っており納税も行いその申告をもとに家屋等購入なども行っております。又組合の指導のもと食品衛生に関してもきちんと衛生管理も守られています。審査項目の採点が重要だと云うことは重々解かっておりますが、今までの経験等考慮頂き合格するようにご配慮頂ける様切に願います。」という内容のものでございます。以上でございます。

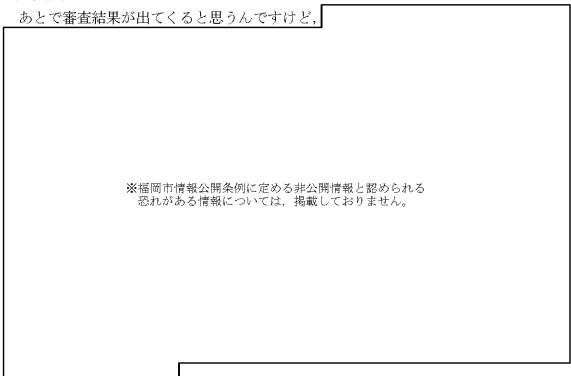
(委員長)

どんな風に取り扱うかについてご説明いただけますか。

(事務局)

それでは、事務局案ということで。形式的なものになりますけれども、審査基準の中で屋台営業経験者、現営業者については、考慮するということは規定上読み取れませんので、これについては、特別な形での配慮というのはなかなか難しいと考えております。ただ審査基準につきましては、先日からご説明しておりますけれども、いわゆる中身については、経験などが反映される部分というのが多少なりともあるのかなと考えておりまして、経験のありなしに係る部分については、実質の提案の中で評価されているのではないかと考えております。事務局の考えとしては以上です。

(委員長)



ということで、今のところ、嘆願書という形では、点数上反映できないと思われますが、そういう扱いでよろしいでしょうか。

(各委員)

【異議なし】

(委員長)

それでは、進めさせていただきます。それぞれのエリアで書類審査を行いました。それで実際にどういった審査方法で進めていったかについて、事務局の方から説明をしていただきます。

(2)第一次書類審査について(案)

(事務局)

それでは、議事2「第一次書類審査の案について」ご説明します。資料2をお願いします。まず、1の「応募状況」でございますが、今回は初めての屋台公募ということで、大きな反響もあったと思いますが、総数で 108 人の応募をいただきました。募集エリアごとの内訳では、商業地域エリアが 15 箇所の募集に対し 53 人、観光スポットエリアが 13 箇所の募集に対し 55 人という状況でした。応募者の属性につきましては、記載のとおりでございます。屋台営業者が 25 人いらっしゃいました。他には、飲食店の経営者、従業員の方がかなりいらっしゃいましたが、その他の職業・無職の方も 30 人ほどいらっしゃいましたので、色々な方が応募されたと思っております。

次に,2の「審査部会による審査について」でございますが,審査にあたりましては, 募集エリアごとに,応募者からの営業計画書を整理し,個人が特定できるような部分を 黒塗りして,伏せ字をしたうえで,審査部会委員にお渡しし,各委員に営業計画書の分 析及び事前評価・採点をお願いいたしました。時間を要す大変な作業でしたが、本当に ありがとうございました。また、今回の公募では、非常に専門性の高い「食品衛生に関 する項目」についてのみ,公益社団法人・福岡市食品衛生協会の会長であります南原委 員に事前確認をお願いいたしました。どうもありがとうございました。その上で,募集 エリアごとに審査部会を開催し、最初に会議の冒頭で、南原委員より食品衛生に関する 項目について講評をいただき、南原委員ご退席後、あらためて審査部会の中で、応募者 全員分について意見交換しながら審査を行いました。その結果、各審査部会とも、3人 の委員の皆さまがじっくりと審査され、最終評価を行っていただき、評価の高い順番に 一次審査通過者(案)を決められておりますが、審査のプロセスや、一次審査通過者を どこで,何人で線引きするか,については,各部会で考え方を整理されまして,「同一 エリアの応募者については、同一の基準で審査を行う」ということで、商業地域エリア は商業地域エリアの中で同一の基準で審査を行い、観光スポットエリアについては観光 スポットエリアの同じ基準の中で審査を行う、このような考えの下で審査を行っていま す。

各審査部会での「審査の概要」及び「一次審査通過者(案)」につきましては、引き続き、各部会より説明をお願いします。

商業地域エリアについては,	より, 観光スス	ポットエリアについて
は,	にお願いいたします。	どうぞよろしくお願
いします。		

(委員)

資料の説明に入る前に、資料2の商業地域エリアの図面のご説明をしておきたいと思います。商業エリアは11月10日と14日に分けて審査をしております。まず各委員の方が審査表に基づいて、それぞれが審査の点数を入れております。それを持ちよって、10日の審査をしようということで、南原委員にも来ていただきまして、最初に食品衛生に関する確認を説明していただきまして、その後審査を行いました。

※福岡市情報公開条例に定める非公開情報と認められる 恐れがある情報については、掲載しておりません。

このまま審査を続けても、という意見が出てまいりましたので、審査表そのものをそのまま使うというのは無理であると、いうことで私どもの方で、最低3つに絞って評価基準を作り直しました。1つは道路占用料、つまり毎月2万円払うということを計画の中に入れて、プランを立てているか、つまり市に対して使用料を払うという意識を持っているか、それを計画に入れているか、これを1つの考えとしました。2つ目は、売上計画となっていますけれども、屋台を新規で調達しなければならない時に、どれぐらいの資金を用意しているか、あるいは屋台をつくるのに例えば30万でできますとかっていう表記があると、ただし実際は約150万かかる。30万ぐらいではとても作れないと、いう状況を見てとれました。そういう形でただの借入金が多い場合、それを支払う計画を持っているか、そういうものをベースとして4段階で評価しました。そして3つ目に、スケジュール表に、アルバイトや正社員を雇うということで、何時間働かせるかという計画書があります。それに基づいて、人件費をはじき出しました。最低1時間800円という計算で、時間、日数から計算して、予定している金額とどれぐらいの齟齬があるかということで、4点満点で評価をいたしました。そしてトータル12点満点で、①については評価をしています。できるだけ客観的な評価で、計画

それから、②の屋台計画についてですが、これも市が事例として提示されているものを、そのまま使用しているものが5、6件、あるいは他の方のものをそのままコピーしているものも2件ほどありました。そういうことで、基準としてはクリアしているけれども、自分で考えてつくっていない、こういう方は本当に自分でやろうという意識があるのかどうか疑うケースもありましたので、それも一つの判断材料として精査していこうということで、屋台計画の状況、メニューについても、サンドイッチがメインで、ところがサンドイッチは生物で出せないというところがあって、そうすると、メインの料理が出せない状態では経営が非常に難しいだろうということで、その内容を精査した形で②についても評価しています。この①、②については、採点表そのものを使わないで、ある程度共通の基準で、判定するという形で、商業地域については、判断させていただきました。

的な経営ができるかどうかを評価いたしました。

その上で、採点表に基づいて、屋台の魅力に関わること、それからルールについての 遵守ができているか、それから地域との関わり方がどの程度真剣度があるか、そういう ものを③、④ということで、それぞれの委員の採点の合計値として評価いたしました。 平均とすると、端数が出てきてややこしくなるので、合計点で評価をしました。 そして最後の総合評価ですが、これは、最後の資料を見ていただければお分かりになる と思いますが、総合評価の下から二つ目の全体と、技能等を加算して総合評価という形

でしております。それぞれ、それを加えまして、合計した形で評価をしております。審査結果を見ていただきますと、それぞれの項目で、屋台経営で7点以下、下回った方がどなたかということで、○をつけております。それから、屋台とメニューについては7点満点で4点以下の方に○をつけております。それから、屋台の魅力づくりに関する項目ですけども、67点以下ですので得点率74%以下の方に○をつけております。ルールの順守に関しても、これも78点以下を対象として○をつけております。それから、総合評価については、非常に同点の数が多くて、得点率は80%と高いんですけど、落とすと数がすごく多くなるので、一応絞る形になりますけれど、19名ほど落として、あとはこういう結果になったという状況なんですが、こういう形で点数がある基準を満たしていないことをベースに、ズラッと並べています。そして、2つ以上丸がついたものについて候補から外す、そういう基準で商業エリアについては判定をさせていただいております。

目標としては、応募者の 1.5 倍ぐらい 22 から 23 人ぐらい残そうということで審査をしております。結果的には候補として上がっているもの、これは実は順位の点数でみましても順位表とこの丸を付けた方とほぼ一致している、つまり結果的には点数が低いほうから落としていったということが分かりました。ただ点数が高くても項目によっては問題ありというものも見つかっていますので、これについては面接時に質問して確認する作業にしていきたいと考えております。この中に上がってない方、この方々は一つも丸が付いていない方で一番左の方に通過者という形で番号を書かせていただいております。審査の段階では、私たちは審査をしているのですけど、この中でいくと黄色の部分ですね、 は滞納者であるということで、審査の中には入れて議論しているんですけれども、候補者から外すということで、斜線を入れております。それから 。ただこの方も滞納者という形で候補から外さなければいけないということになりまして、商業エリアにつきましては、19 名の方の二次面接での枠を認めてはどうかと案を提示させていただいております。以上が商業エリアの考え方と結果でございます。

それでは、観光エリアのご報告をお願いします。

(委員)

私の方からご報告させていただきます。私どものほうも 11 月の 16 日に 3 名集まって協議をさせていただきました。今回資料にも 1 ページの方に観光スポットエリアにも考え方を書かせていただいておりますが、屋台の魅力向上やまちの賑わい創出への貢献について、どれだけ期待できるかという視点で、基礎審査上位者であり、新規性や独創性等、ぜひ面接を行いたいと思わせる魅力ある提案をしている者から順に選定をいたしました。3 人がまずは採点をしたものを持ち寄りまして、上位者から 1 人ずつ見てまいりました。それについては、まずは基礎審査であります、法律、それから食品衛生、危機管理、経営基盤、こういった視点からということと、それから

今回観光の方でございますので、魅力的な屋台と言うことで、プラスグローバル化、例えば外国語を話せるかとかそういった工夫をしているか、そういうことも含めて検討させていただきました。商業地域エリアと観光スポットエリアではちょっと点数が違うなかで、私どもの感想では、収支については、大変みなさんの資料がよくなかったんですね。あまりしっかりした収支を出した方が少なかったという現状がありました。それは実際に屋台をされていて、実績で書かれていないじゃないかと思われる節が大変、その利益が少ない形の収支も多かったし、一方で事業をするのであれば原価から計算しなければいけないのですが、原価から計算をした方はこれだけの人数に中で2人ぐらいしかいないという状況でございましたので、そういった意味では、収支で判定するのは中々厳しいところがございました。

そういった意味で本当に一つずつ聞いて、3人で点数が大きく自分たちでやっている 点数の差異がすごくあるところがどういうところがどういうことなのかということも 含め、3名で検討させていただいた結果がこちらでございます。そして、先ほど商業地 域のほうも納税をされていない方ということもございましたが、こちらの方も大変そう いった部分で困難がございまして、そういったものも全部省いた中で今回順位を入れて おります。

そして、実質的には今回一次審査の結果は、順位1位から17位までと言うことで、 ここまでを今回の13名枠を、第一審査を通過させていただき、第二次審査でさせてい ただこうと思っております。私からは以上でございます。

(委員)

今両方のエリアの特徴があるということもありますが,正直なところ屋台経営という ことに関して、真剣にプランを立てているか、ということはしていただきたいというの が本音のところ。本来ならば書類を受理する前にその辺はしっかり早めに来た方には相 談をするということでもよかったのかなと。それと単位を間違えた方もいらっしゃって、 好意的に解釈をして多分そういうつもりで書かれたんだろうと思いますけれども, 一応 正式な書類なので、単位を千円単位として表記しているんですけれども、きちっと記載 された方、あるいはそれは使わないで、別表で自分で作った方もいらっしゃった。そう いう方は,それぞれ1日何人来て単価がどれぐらいで,というのを積み上げていて収支 を出されている方は、ちゃんと考えやっているなと思うんですけど、ざっくり売上がこ れだけ、経費がこれだけと、中身が判定できない方も実はいらっしゃいます。私たちの 方はあえてそういう方も点数を付けるということにしています。ただし審査過程ではそ こははずしております。別の基準で評価しておりますので、実際の審査基準としては、 項目ごとで例えば、魅力づくりとか、そういう項目に関しての3人の評価を見まして総 合的に評価をさせていただきました。先ほど言いましたように、もしも、もっとたくさ ん方を面接にまわすかどうかを考えなければいけないと思えば, 基準を下げれば可能な んですけれども,面接の予定している枠というのは 22 が限界かなということで,その

あたりの数字を目安に判定のラインを, 商業地域エリアについては出させていただきま した。

実は私たちは作ったものをもう一度各委員の方に見直していただいております。そのときの印象でつけた点数もあるので、3委員の表を作っておりまして、3委員が違う点数のところについては、各自がもう一回見直しをするという作業をした上で、総合評価という形で点数をつけさせていただいております。正直、審査期間も短くて、徹夜作業をさせていただきました。トータルで80時間ぐらいはこれに時間を費やしましたので、もう限界かなと思っております。それこそ真摯に議論はさせていただいたと思っております。そういうことでこの案についてご質問がありましたら何か。

(事務局)

すみません、補足ですけれども、資料の2の2枚目ですね、そちらのほう少し確認していただきたいと思います。資料2の2ページ目ですが、今 と の方からご説明いただきましたように、3の「各審査部会における一次通過者案の概要」でございますが、商業地域では15箇所の募集に対し19人、競争率は約1.3倍、観光スポットエリアでは、13箇所に対し17人、競争率は同じく約1.3倍となっております。一次通過者の属性についてですが、屋台営業者が9と4で13人、商業地域エリアの方は9名この中に入っております。屋台従業員が2人、飲食店経営者や従業員が13人、その他の職業と無職、という構成になっております。

それから右側の4の応募要件に関する取扱いでございますが、応募資格ということで、 規則に定めておりますけれども、規則の第17条に「市町村税に滞納がないこと」とい う応募資格を設けております。このことは、募集要項の中にも「滞納者については失格 とします」、という明記もしておりますし、応募者説明会でも丁寧に説明をしたところ ですが、商業地域エリアでは3人、観光スポットエリアでは5人の方が、滞納がありま したので失格とさせていただきました。

また観光スポットエリアでは、別途2名の方が収入が未申告であり、税の滞納がないことの証明が取れませんでした。事前に募集要項の中で、未申告では税の滞納があることの証明が取れないので申告をしてくださいというお願いを申し上げておりましたし、募集要項にも記載をしておりました。それから、応募された方で未申告ということが発覚した方については、こちらのほうからも連絡をしてちゃんと証明書を提出してとお願いをしましたが、それでも未申告の是正をされなかったということで2人が未申告ということになりました。税の滞納がないことの証明ができませんでしたので、観光スポットエリアでは計7名の方を失格とさせていただいております。

(委員長)

ということで、2ページ目にありますように、商業地域エリアでは19名、観光スポットエリアでは17名、それぞれ面接審査をさせたいという結果になりましたが、それについてご意見がありましたら、お願いします。

(委員)

本当にお疲れ様でした。とても私だったらできたかなと思いますが、観光スポットエ リア,これ書いてあるから特に疑問に思ったのですが,提案の中に目新しいものがあっ たり、新規性という言葉も出てきましたが、目新しかったら良いというのは、時々市の 方のいろんな指定管理とかでもあるんですけど, それが良い訳ではないと。やっぱり, 実績はきちんとあってですね、きちんと営業ができる、そしてきちんとした安心安全な 食べ物を提供することができることができると言うことが、やはり主になっていけなけ ればいけないんじゃないかと思いますが、全体そうやって選んでいただけたのかなと思 いますが、ここで意見の概要というところを見ると、英語とかスペイン語とかできるの が目新しいという感じだとか,それから あるいは堅実性のある提案内容というか下のほうで, なんか創造性に乏しい目新しくな いというところが落とされたような危惧を受けるんですけれども,そうではないという 選定の仕方なのではないのかなと、先ほど出ているようなですね、本当にそれまできち んとされてきて営業をされてきた方たちは、新規性があるかないかということでですね、 今さら英語が使えるとか使えないとか, あるいはタブレットと言うのも, まあそれはあ ったとしても、本当の意味での屋台の美味しい、安全なというところが重視されたのか、 これで見る限りではですね、まあ点数のほうできちんと重視されてるのかなっていう風

(委員)

意見の概要でしたので、珍しいところを書いているだけでございまして、実際は先ほどもお話ししましたように、一つは法律遵守をしっかりやっているかということと、屋台経験者についても、経験というところで点数をあげて、そこのところはそこだと思っておりますので、その上に何が違うかというところで、ここに書かせていただいたという現状でございます。

(委員)

そういうことですね。

に思いますが、という風に心配をします。

(委員)

こちらのほうで言われましたけど、屋台についての組合から出てきたでしょ。この中に、屋台の名前さえ書いておけば、審査をしていても、ちょっと屋台をのぞいてみて、どういうものをやっているかということをしながら評価をしていきたいなと、この人はいいなと思うけど、全然分からない人に何のために説明されて、何も分からないんですよ。屋台の人たちの組合はどういうことでやっているか、どういうものを出しているかということを、清掃をちゃんとやっているとが分からないんですよ。そういうことがわからないんですよ。だから生活があるからということで、これらのことを審査してくださいと言われても、私たちも審査をしながら考えて、家族のあるものに対して後ろから落とすわけにはいかないので、だから屋台の名前さえ書いておいてくれれば、ちょっと

店を覗くなりして、うまくやっているかなというところまで、そんなことわからずに評価しながらやると、これはかわいそうかなって思っても、我々が見よってもこの人は何を考えとっとかなって時があるんですよ。大学行って、アルバイトして、親は何十万という金を払っとって大学にやっとてね、屋台と言われたら、何を考えとるとやっていうようなこともあるんですよ。英語をしよったらいい評価やと言われたら、評価によってどれを進めていくか、英語習いよるなら良い評価だ、そういう審査もあるなということで、進めていくけれども、そんなことを組合から言われたらね、屋台の名前をこちらに知らせとってね、我々が夜に行って、どげなことしよるかと見に行って、評価してもよかったんじゃないかなと思うんですよ。そげなところがどうもわからんところがあって。(委員)

実際に市のほうが、チェックされてますね。そういうデータがあると少し参考資料としては判断できたんじゃないかなと。番号だけで表記していますからね。ちゃんとルールを守っているのか、というのがあると、多分私たちも多分反映しているとは思うんですけど、まあそういう情報もあったらとは思いますが。

ただ、文章を読ませていただくと、本当に真剣に屋台をやりたいとか、こうしなきやいけないとか、思いは書かれております。そういうのを我々は評価をして、例えば後継者を育成したいとか、そういうことも大事なポイントですから、そういうことも評価の対象として、点数をあげていく、という部分もあると思います。それぞれ正直なことを申し上げて、3人いますけど、全く同じ評価をした場合と違う評価をした場合とがありました。そういうところはきちんと、3人で評価の見直しを行いました。

(委員)

そういうことで委員長、審査したら現実に屋台をしている方がいるでしょ。現実にそれはあるんですよ。現実にやっている人は評価しながらが、私はいいなと。もっともっとしていきたいと伝わってくることがあるんですよ。我々は1件見るのに 20 分も 30 分もかかるんですよ。見よったら、ずっとのめりこんでいくんですよ。だから大学行って屋台とは何を考えとるんかと思うんですよ。簡単に思ってしまっていると点数も悪くなってしまうんですよ。一生懸命我々も審査しているんですよ。

【一」我々の時代と違うもんで、天ぷらとおでんとそういうもので、なかなか天ぷらが出てこんのですよ。ひらおの天ぷらとかありますけど、やっぱりとれたての魚は人気があるんですよ。違う面で英語がいいとかありますけれども。

(委員)

屋台営業者のことを庇ってくれたような発言でしたけど、嘆願書を提出させていただきましたけれども、屋台営業者の方で、滞納者がいたということは、応募前に重々申告して、納税していることを確認したにもかかわらずこういう事態になったことが、もう仕方ないということで、屋台営業者でもダメと、自分も反省しております。

(委員)

それからもう一点, これはもう最初からルール違反なので、その後の審議の対象にならないですね。でも一応そこはパスしたという想定で、話をしました。それでもやはり点数が低いという状況でした。

もしも事前に、その辺は駄目ならば屋台を作りますと書かれていますけれど、審査対象はこれでしか審査できませんので、もったいないなというのが正直あります。その辺は本人がこれはどうなのかなと問い合わせをするとか、勇気が一つあるだけで全然違ったんだと思うんです。そういうところを率先してやっていない方が落ちると、そういうことかなと思います。先ほど 20 分、30 分という話がありましたけど、私の場合は1件2時間かかっております。

(委員)

大変だったですね。

(委員)

もう1つなんですけど、福岡といえばスタートアップということで、ベンチャーを育てるという視点もありまして、そういう意味では、私としては女性とか、ここで3年間屋台をして、そして新しくお店を出したい、ステップアップしたいという思いの方も共感をしたということもございます。そうやって創業していく人も、屋台の中でできたらという思いも含めて今回採点をさせていただきました。

(委員)

何で事前に相談

をされなかったのかなと思います。

(委員)

それでいいと思い込んだんでしょうね。だからそれで駄目なんだという認識が,屋台は何かということがですね。

(委員)

その辺りの情報が事務局で精査されていないということがあって、その場で正しくして、このようなことにはならなかったかもしれない。他の点数が高くてもそこの点数が低くて落ちてしまったという人もいますし。

(委員)

※福岡市情報公開条例に定める非公開情報と認められる 恐れがある情報については、掲載しておりません。 (委員)

(委員)

市のは全くのコピーというのがわかったんですね。

(委員)

かなりたくさんあります。

(委員)

それが一番正しい正解だったからでしょうね。

(委員)

実を言うと、市の事例は正面図がルール違反になっていまして。自分で考えることが 大事だと思います。

(委員)

熱意がですね。

(委員)

議員の皆さんは、一般の人たちにも屋台に大いに入ってもらいたいというような気持 ちで考えてあるんですか。

(委員)

一般の人たちとは市民ということですか。

(委員)

はい。

(委員)

それは市民の方が利用されるのはありがたいというか。

(委員)

前の時は、観光じゃなくて市民の人に愛されるような屋台で、そういうことでいつまでも観光客が来るわけでもないし、市民がある程度、還元されるようなものにしていかんと。

(委員)

僕が勝手に思っているのは、もともと屋台の話が出てきたのは、市民の方たちから評判がよくなかったんです。僕が議員になったときは、ここで屋台をされている方たちは、立ち小便はする、ゲロはする、大騒ぎする、夜中に何時までも大騒ぎする。地域の方たちが何回も陳情に来られて、何とかしてもらえませんか、そういうのが何回もあったのです。そういう話が何回も出てきて、屋台は市民からはあんまり愛されていないんじゃないのかという話なんですけど、これはいかんよなと、だからもうちょっと屋台をきちんとやってもらう方法はないのかと、それと、すいません大変失礼なんですけど、もともと屋台って言うのは、あの創業して将来的には店を出したいと、そのためには途中経過で屋台をやって、金を作って自分が一国一城の店を持ちたいという方たちがやっているのだろうと思っていたのですが、ところがもう今になった時点では屋台だけをやって、ずっと屋台をやりたいと、これはちょっと僕はいかがなものかなっと思うんですよ。公共有地を使ってやっているんですから、ずっと永遠に30年も40年もっていうのは僕

はどうしてもあんまり考えられないなと思っています。屋台がよければ、じゃあ普通の露店はいけないのか、同じ路上でするじゃないか、そういう話も絶対出てくるんですよね。ですからそこらへんが難しいなという風に思っております。

(委員)

そのあたりは、本当にどこのウエイトを高くするのかということになりますけれども、 今回はルールをちゃんと守るかというウエイトが高いので、そういう観点でいうと、し っかりした方が残っているなと。

(委員)

これをさせてもらおうと思ったのは、皆さん昔の屋台の考え方と大分違うなと、これならば屋台が行政としてもある程度認められるだろう。僕の考えもこれならば一致するだろうし、市民からも愛されようになるからいいんじゃないかという風に少し考え方を変えて、それまでは絶対僕は、屋台は駄目だっていたんです。

(委員)

そこでですね、例えば私たちのところで、地域の方たちに割引で来てもらうような方策を考えとか、そういう提案されている方もいらっしゃいました。そういうことはやはり地域になじんでいくために大事なことだと思います。

(委員)

天神地区というのはほとんど住居がないんですよね。博多とその辺が違いますので, なかなかそういう意見がなかったかもしれないですね。

(委員)

先ほどちらっと話が出たんですけども,

※福岡市情報公開条例に定める非公開情報と認められる 恐れがある情報については、掲載しておりません。

(委員)

これはでもわかるんですよ。この人も集めて、この人の前で何人か集めて、絶対滞納だけはするなよ、申告はしとけよと念を押してますから、これは本人が悪いと思います。 (委員)

滞納者と最初から分かっていれば審査の対象になっていない。だけど、審査期間が短いので、並行してやらざるをえないので、例えば1件1時間かかっていますから、正直もう少し期間を取っていただけると我々としても時間の短縮にもなったかなと思います。

(事務局)

それについては本当に申し訳ありません。役所はですね、住民票とか税の証明書とか300円出して取得するんですね。わざわざ300円払って提出するっていうのはお金が掛かるので、こちらのほうで調べますよ、というそういう方式に変わっているんですね。ですから今回もこのような方式でしますということで、10月最後に締め切りをして11

月1日に全員分をお願いしますという風にしたんですけれど、そういうところが中々、申告をされていない方とか、過去4年分を見たときに直近の支払いがない、申告がない、そういうところに支障があって、中々前に進まなかった。そういうことで遅れてしまいまして、ご迷惑をおかけして申し訳ございませんでした。

(委員長)

両エリアの通過者の案を提示いただきましたけど,このままよろしいでしょうか。 (各委員)

異議なし。

(委員長)

原案通り承認いただいたということで。それでは、第二次審査について、事務局から 説明していただきます。

(3) 第二次面接審査について(案)

(事務局)

それでは、議事3「第二次審査、面接審査の案について」ご説明します。資料の3を ご覧ください。まず1の面接審査の基準及び採点表については、第一次審査と同じもの を使用しまして、100点満点での採点としたいと考えます。

また、2の「審査方法について」は、あらためて新規に0から採点を行うのではなく、第一次審査でいただきました評価や採点をベースに、提出された営業計画書の真偽を確認いただく、また応募者の人間性や意欲などは書面だけでは感じられないところがありますので、そういったことを面接の中で確認していただきながら、必要な加点又は減点があれば、評価内容を見直していただく、との方法でお願いしたいと考えております。3の、「面接方法の案」につきましては、書類審査を行った審査部会の同じ委員の皆さまに引き続き面接をお願いしたいとしております。1人当たりの面接時間についてですが、あまり短くしてもいけませんし、1人15分間としています。

面接の進め方としましては、まず最初に、自分の方からアピールしたいことということで、自己アピールの時間を作りまして、動機や意欲、セールスポイントなどを語ってもらうとともに、営業計画書に記載された内容に関し、審査基準の項目の範囲内で、質疑・応答を中心に行っていきたいと考えております。

質問内容につきましては、審査項目の評価対象の範囲内で、恣意的に不安要素(マイナス面)ばかり質問するのではなく、各委員がこれを質問したいと考えている内容を、事前にすり合わせて確認できればなと思っております。また、事務局が質問をすると、恣意的にとらえられたらいけませんけれども、事務局が聞くとしたら、本当に本人自らが営業できるんですかといったルール的なものとか、収支計画の確認が必要な方への確認のための質問、あるいは観光客からの意見や苦情が多い、ぼったくりという問題がい

くつかありますけれども、そういうところが本当に防止をされるような、料金表示や料金システムなど、メニューに書いていないところでされていないか、きちんと対策がとられているか、それこそ市としてもし聞くならば、税の延滞ということになります。あまり細かい質問は、自己PRをしていただきますので、そのことに沿っていただくとか、人とか、物とか、金とか、重要なところ、基盤になるところをご質問いただくような形で考えております。そのような形で第二次審査を進めていただければと思います。

それからその他の留意事項であげておりますけれど、第1回選定委員会のときに決定をいただいた事項がございました。2つほど書いておりますけれど、応募エリアごとに最終評価の高い者から順に場所を選んでいただきます、ということで、今順番を示していただいておりますけれど、この順番は面接によって変わるかもしれませんが、その順番に従ってこの方にどこで営業したいか選んでいただく。それからもう一つは、最終選定人数は28人でお願いしたい、ということでした。それは30人とか32人とか補欠を取ってしまいますと、補欠になられた方から、辞退しろなどとなってはいけませんし、しっかりと28人を選んでいただいて、もし万が一空白地ができればそれについてはまた、公募の対象として実施を検討して、決まれば募集をして、そのような形でさせていただきたいなと思っております。以上でございます。

(委員長)

今これからの面接審査のご説明がありましたけれど、ケースバイケースで出てくると思います。15 分というのは一つの目安ですけれども、ある程度内容から見てもきちんと書いている方は短くなるだろうし、もっと聞かないといけないものは時間がかかると思いますし、そういう臨機応変さは認めていただいて、面接で確認できる範囲で確認していきたい。以上のような進め方でよろしいでしょうか。

(委員)

いいですか。いいんですけれども、どんな風になるのか具体的にですね。今点数が付いてますよね、一次でね。これとの関係は、先ほどチェックして、この方はここの点数はもっと減らさないといかんなとか、もっと加えないかんなとかいう形で、これにプラスマイナスをしていくということか、それとも全然別にこの方の評価を全く、これはチャラで、全員一斉に並んだ形でやるということではないとさっき言われたけど、どんな風になりますか。

(委員)

イメージしているのは、魅力づくりとかいう項目がありまして、その場合もこういう 風にしたいと書かれていて、ところが実現可能性とかについては、担保されていないん ですよね。その辺りをどういう風に実際に実行していくかを確認していくと、そう書い てあるけれどもそれは無理だ、ということになると評価が下がります。

(委員)

今の評価をマイナスしたりプラスにしたりみたいな形で、なっていくというそしてこ

れを基本にして全体の面接で過不足を出した後,何人というふうに取るという,そうい うふうな形になると。

(委員)

全くこれをチャラにしてしますと、今までやったことが何だったのか。一応それを全 部出していただいて、もっとこの人だったらできそうだなとか、特に私どものほうで議 論した時に、屋台全体で取り組むことを提案された方が割と点数が高い。自分だけでで はなくて、みんなでよくならないと高まらないので。それをしようと思ったら自分だけ ではできないので、実際それを自分は例えば屋台組合と頑張りたいとか、そういうこと をちゃんと説明していただければ、これは結構実現できるかなとか、という判断になる と思いますし、その辺は精査をしたいと思います。もう一つ私どものほうでは、一個だ け丸をしてある方については、その点は確認していきたい。

(委員)

はい, ありがとうございます。

(委員長)

一応予定していた案件はこれで終了ですが、何かご質問やご意見はありませんか。 (委員)

一つ質問したいのですけど、いわゆる名義貸しの方が、点数は分からないですけど、 一次を通過した方としてない方とか分かるんですか。

(事務局)

それはですね、資料2のところですが、108人の応募がございましたが、	
※福岡市情報公開条例に定める非公開情報と認められる 恐れがある情報については、掲載しておりません。	
旧名義貸し屋台は 28 件あると言え	つれ
ていましたが、そのうち1件がですね、	
1 件廃業という扱いになりますので 27 件, に対して	応
募があったという形になります。これがですね、	
(委員)	
(委員)	
(委員長)	

それでは事務局の方からどうぞ。

(事務局)

委員長、議事進行ありがとうございました。それでは事務局の方から事務連絡をいた

します。

(事務局)

本日はどうもありがとうございました。それでは本日の会議資料及び議事録につきましては、福岡市附属機関の設置および運営要綱に基づき、市ホームページに公表することになっておりますので、公表できる内容につきましては公表させていただきたいと思います。それから本日お示しいただきました一次審査の通過者につきましては、明日以降決裁を取りまして、発送したいと思います。面接が 11 月 29 日からとなっておりますので、早めにご連絡したいと思っております。それから今日お配りした資料で何人が一次通過者であったとか、それにつきましては、私どもに取材がありましても、何人通ったかということは申しません。それについてはこれからの面接審査に何か影響があってはいけませんので、面接等終わって決まるまでは、それは公表しないということでしていきたいと思いますので、本日の会議の内容につきましては、くれぐれも取り扱い注意で管理していただきたいと思っております。どうぞよろしくお願いします。本日はありがとうございました。